

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第19号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 同一世帯から3人以上保育所に入所している場合においては、年長の順序に従って3人目以後の児童に係る保育費用は、徴収しない。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第6項」に改め、同条第2項後段中「前条第4項ただし書」を「前条第5項ただし書」に改める。

第3条の2第2項後段中「第2条第4項ただし書」を「第2条第5項ただし書」に改める。

別表第1備考1及び2中「以上」の右に「保育所に」を加え、同備考3及び4を次のように改める。

3 同一世帯に昼間里親（京都市昼間里親規則第2条の規定により昼間里親登録簿に登録された者をいう。以下同じ。）に保育され、法第6条の3に規定する里親に養育され、又は児童福祉施設等に入所している児童がある場合において、当該児童が1人のときは、徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とし、当該児童が2人以上のときは、保育費用は、徴収しない。

4 3の児童福祉施設等とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、

児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)

(2) 法第7条第6項に規定する指定医療機関のうち法第27条第2項の規定による委託が行われているもの

(3) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設
(同項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。)

別表備考5中「又は認定こども園」を「若しくは認定こども園」に、「入園している」を「入園し、又は特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。以下同じ。）に在学している」に改め、同備考6中「又は認定こども園に入所している」を「若しくは認定こども園に入園し、又は特別支援学校の幼稚部に在学している」に改め、「相当する額」の右に「(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同備考8中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の3第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

別表第3D階層の項中

「

| (所得税額) | |
|--------|------------------------|
| D1 | 1円以上 20,000円以下 |
| D2 | 20,001円以上 30,000円以下 |
| D3 | 30,001円以上 40,000円以下 |
| D4 | 40,001円以上 60,000円以下 |
| D5 | 60,001円以上 80,000円以下 |

「

| (所得税額) | |
|--------|------------------------|
| D1 | 1円以上 10,000円以下 |
| D2 | 10,001円以上 15,000円以下 |
| D3 | 15,001円以上 20,000円以下 |
| D4 | 20,001円以上 30,000円以下 |
| D5 | 30,001円以上 40,000円以下 |

| | |
|-----|--------------------------------|
| D6 | 80,001 円以上 110,000 円以下 |
| D7 | 110,001 円以上 140,000 円以下 |
| D8 | 140,001 円以上 210,000 円以下 |
| D9 | 210,001 円以上 280,000 円以下 |
| D10 | 280,001 円以上 500,000 円以下 |
| D11 | 500,001 円以上 800,000 円以下 |
| D12 | 800,001 円以上 1,160,000 円以下 |
| D13 | 1,160,001 円以上 1,650,000 円以下 |
| D14 | 1,650,001 円以上 2,260,000 円以下 |
| D15 | 2,260,001 円以上 3,000,000 円以下 |
| D16 | 3,000,001 円以上 3,960,000 円以下 |
| D17 | 3,960,001 円以上 5,030,000 円以下 |
| D18 | 5,030,001 円以上 6,270,000 円以下 |
| D19 | 6,270,001 円以上 |

を

| | |
|-----|--------------------------------|
| D6 | 40,001 円以上 60,000 円以下 |
| D7 | 60,001 円以上 70,000 円以下 |
| D8 | 70,001 円以上 113,000 円以下 |
| D9 | 113,001 円以上 183,000 円以下 |
| D10 | 183,001 円以上 403,000 円以下 |
| D11 | 403,001 円以上 703,000 円以下 |
| D12 | 703,001 円以上 1,078,000 円以下 |
| D13 | 1,078,001 円以上 1,632,000 円以下 |
| D14 | 1,632,001 円以上 2,303,000 円以下 |
| D15 | 2,303,001 円以上 3,117,000 円以下 |
| D16 | 3,117,001 円以上 4,173,000 円以下 |
| D17 | 4,173,001 円以上 5,334,000 円以下 |
| D18 | 5,334,001 円以上 6,674,000 円以下 |
| D19 | 6,674,001 円以上 |

に改め、同表備考2中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法及び」に改め、

「及び旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

別表第5D階層の項中

「

| (所得税額) | |
|-----------------|--------------|
| | 1円以上 |
| D ₁ | 30,000円以下 |
| | 30,001円以上 |
| D ₂ | 80,000円以下 |
| | 80,001円以上 |
| D ₃ | 140,000円以下 |
| | 140,001円以上 |
| D ₄ | 280,000円以下 |
| | 280,001円以上 |
| D ₅ | 500,000円以下 |
| | 500,001円以上 |
| D ₆ | 800,000円以下 |
| | 800,001円以上 |
| D ₇ | 1,160,000円以下 |
| | 1,160,001円以上 |
| D ₈ | 1,650,000円以下 |
| | 1,650,001円以上 |
| D ₉ | 2,260,000円以下 |
| | 2,260,001円以上 |
| D ₁₀ | 3,000,000円以下 |
| | 3,000,001円以上 |
| D ₁₁ | 3,960,000円以下 |
| | 3,960,001円以上 |
| D ₁₂ | 5,030,000円以下 |

を

「

| (所得税額) | |
|-----------------|--------------|
| | 1円以上 |
| D ₁ | 15,000円以下 |
| | 15,001円以上 |
| D ₂ | 40,000円以下 |
| | 40,001円以上 |
| D ₃ | 70,000円以下 |
| | 70,001円以上 |
| D ₄ | 183,000円以下 |
| | 183,001円以上 |
| D ₅ | 403,000円以下 |
| | 403,001円以上 |
| D ₆ | 703,000円以下 |
| | 703,001円以上 |
| D ₇ | 1,078,000円以下 |
| | 1,078,001円以上 |
| D ₈ | 1,632,000円以下 |
| | 1,632,001円以上 |
| D ₉ | 2,303,000円以下 |
| | 2,303,001円以上 |
| D ₁₀ | 3,117,000円以下 |
| | 3,117,001円以上 |
| D ₁₁ | 4,173,000円以下 |
| | 4,173,001円以上 |
| D ₁₂ | 5,334,000円以下 |

| | |
|-----|---------------|
| | 5,030,001 円以上 |
| D13 | 6,270,000 円以下 |
| D14 | 6,270,001 円以上 |

| | |
|-----|---------------|
| | 5,334,001 円以上 |
| D13 | 6,674,000 円以下 |
| D14 | 6,674,001 円以上 |

に改め、同表備考2中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法及び」に改め、「及び旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）第2条及び別表第1の規定は、平成20年4月分の児童福祉法第51条第3号及び第4号に規定する費用の徴収額（次項において「徴収額」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年4月分から6月分までの徴収額について、改正後の規則を適用した場合の額を超えて支払った者があるときは、その支払った金額と改正後の規則を適用した場合の徴収額との差額に相当する額を、その者の平成20年7月分以後の徴収額から減額する。
- 4 前項の規定により難しい場合の経過措置は、所轄局長が定める。

5 改正後の規則別表第3及び別表第5の規定は、平成20年7月分の児童福祉法第50条第7号及び第7号の2並びに同法第51条第2号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局子育て支援部保育課）